親がする子育てと周りがする子育て(2)

－惜しみなく愛情を注ぐ－

text by Takeshi Karasawa
文 唐澤 剛

前回、子育てには、「親（保護者）がする子育てと周りがする子育て」があるというお話をしました。親だけで子どもを育てた人はいない。子育てには、以前は、①地域のたくさんの子どもたち、②近隣や地域社会の支え、③祖父母による孫の世話、④兄弟姉妹による世話の４つの子育て支援の環境がありました。現在は、そうした環境が失われてしまい、新しい方法で子育て支援の環境を取り戻さなくてはならないということを述べました。そして、親（保護者）がする子育てとは、子どもたちに無償の愛情を惜しみなく注ぎ込むことであるというお話をしました。

親がする子育てにおいて親（保護者）となっているのは、養父母、里親さんなど実の親以外の方で子育てをしている皆さんも含まれます。親や保護者により、子どもたちに無償の愛情が惜しみなく注ぎ込まれることが重要なのです。

前回、私が２００３年に厚生労働省で保育課長をしていたと述べましたが、その前年は家庭福祉課長をしていました。家庭福祉課は、児童虐待防止対策、母子家庭支援、児童養護施設に入所している子どもたちへの対応などを行う部署です。

令和元年度の児童相談所に対する児童虐待の相談件数（速報値）は19万４千件にのぼっています。虐待を受けた子どもたちを、児童相談所で一時保護する場合があります。そこで、子どもたちに聞きます。「なぜ、お母さんにぶたれたの？」子どもたちは、「新しいお父さんが来て、弟が生まれたんだ。だから、お母さんは、僕が嫌いだからぶつんだ」とは言いません。何と言うかわかりますか？「僕が悪い子だから」。「僕がお母さんのいうことをきかないから」。決して「お母さんが僕のことが嫌いだから」とは言わない。子どもが、自分の親に「嫌われている」と認めることは、「生まれてこなければよかった」と認めることになります。存在を否定することになります。だから、決して認めることはできない。これは、本当に切ないことなのです。

子どもは、どこまでも親が好きなのです。子どもは、なぜ生まれてきたか自分ではわかりません。なぜ、ここに存在しているのかも説明できません。だから、無条件で祝福される存在でありたいと願うのです。見た目がかわいいからとか、賢いからとかいうことではありません。ただ、私の子であるが故に尊い。それが、愛着形成であり、無償の愛情を惜しみなく注ぎ込むということです。子

児童福祉法

第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第一節　国及び地方公共団体の責務

第三条の二　国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

また、虐待を受けた子どもが虐待を繰り返すと言われることがあります。これも、正しくありません。虐待を繰り返すのではなく、子どものかわいがり方を習っていないのです。私たちは、生まれつき子どもをかわいがることができるとお思いになるかもしれませんが、そうではありません。私たちは、小さいときに子どものかわいがり方を教えてもらっているのです。それを習っていない人は、自分が最もよく知っている子どもとのコミュニケーションの方法、子どもは、無償の愛によって、荒波から守られた堅牢な港で育てられなければならない存在なのです。この惜しみなく注がれる愛情により、子どもに自尊感情（かけがえのない尊い私という感情）が芽生えるのです。

つまり、たたいてしまったりするのです。少子化の現在、初めて抱いた赤ちゃんが自分のお子さんという方も少なくありません。私たちは、子どものかわいがり方を伝えていかなければなりません。

平成28（２０１６）年に画期的な改正が行われた児童福祉法には、とても重要な理念が掲げられています。第1に、全ての児童は４つの権利を有すること。①適切に養育されること、②生活を保障されること、③愛され、保護されること、④その心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること。第2に、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。第3に、家庭養育優先原則です。まず、①家庭で養育される、次に、②家庭における養育環境と同様の養育環境で養育される、③できる限り良好な家庭的環境で養育されること。

子どもたちは、私たちの未来の虹です。私たちの未来の希望なのです。

Profile

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授。
1956年長野県安曇野市生。1980年早稲田大学政治経済学部卒業。同年厚生省に入省。2014年厚生労働省保険局長、2016年6月内閣官房まちひとしごと創生本部地方創生総括官。同年8月に退職、12月から現職。